

早島町配食サービス事業について

【配食サービスとは】

調理等が困難な在宅の高齢者に対し、健康で自立した食生活を送ることができるよう、栄養バランスに配慮したお弁当を定期的に配達し、安否確認を行うサービスです。

配達時安否が確認できない時や、異常があれば、ご家族や関係機関へ連絡を行います。

【対象者】

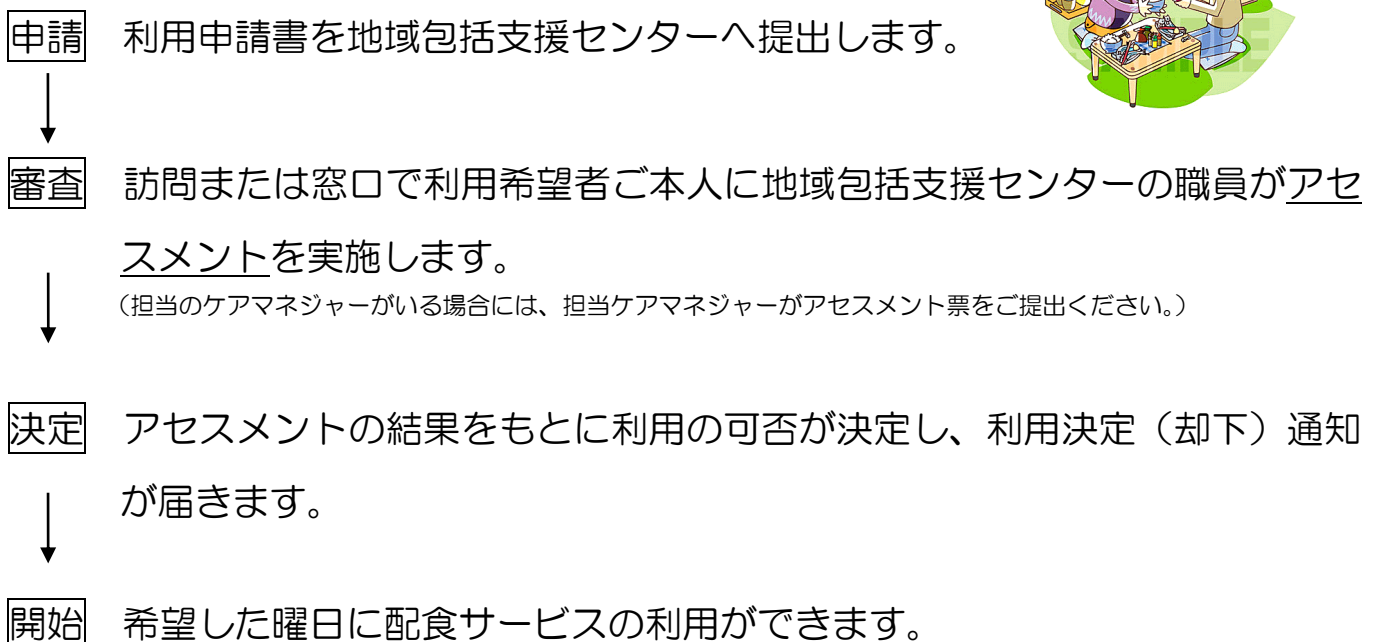
町内在住で、次のいずれかに該当する、調理等が困難と判断された方。

- ① 65才以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
- ② 家族の就労等の理由により、日中、①の状態にある方
- ③ その他、町長が必要と認めた方

【サービス内容】

- ・ お弁当は1日1回、昼食です。
- ・ 配食業者が、自宅まで配達し、お弁当を手渡しすることで安否確認を行います。
- ・ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）は補助対象外です。
- ・ 週5回まで町の補助（一部）で利用できます。（その他は全額実費負担）

【ご利用方法】



【利用上の注意】

- ・ 安否確認のため、お弁当は手渡しで受け取ってください。
(手渡しで受け取りができない場合、全額実費負担となります)
- ・ 通院等で不在になる場合は、必ず事前に業者へ連絡し、利用の振り替えやキャンセルの手続きを行ってください。
- ・ 業者の変更は可能ですが、月の途中での変更はできません。
- ・ 世帯状況や利用回数の変更、中止等を行う際は、地域包括支援センターへ届出をお願いします。

配食業者（令和6年4月時点）

業者名	電話番号	特徴	料金 (自己負担額)
宅配クック1・2・3	086-441-0799	・ 普通食	380円
		・ 幸たんぱく食	400円
		・ 健康ボリューム食 ・ カロリー塩分調整食 ・ たんぱく塩分調整食 ・ 透析食	450円
		・ 消化にやさしい食 ・ やわらか食 ・ ムースセット食	550円
ひまわり	086-421-6987	・ 普通食 ・ 糖尿病食 ・ 腎臓食 ・ 透析食 ・ 減塩食	380円

※自己負担額は変更になる場合があります。利用になる際は、業者へご確認ください。

※糖尿病食などは、治療食ではありません。

- ※ 業者を決定した際は、地域包括支援センターへご連絡ください。
- ※ 町への利用申請及び町から業者への利用登録通知の送付がない場合は、補助の対象となりません。

【お問い合わせ先】早島町地域包括支援センター
電話 086-482-2432